



# 東京都 指導農業士のご案内



東京農業の担い手育成に  
ご協力いただける方へ

## 問い合わせ先

### 指導農業士制度に関すること

■東京都産業労働局農林水産部農業振興課普及担当

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1

☎ **03-5000-7185**



### 指導農業士による研修に関すること

■公益財団法人東京都農林水産振興財団

〒190-0013 東京都立川市富士見町3-8-1

☎ **042-528-1357**



# 農業の楽しさを伝え、 地域農業の発展・活性化に繋げる。

「指導農業士制度」は、農業の担い手不足を背景に、国の働きかけにより全国に広まった制度です。優れた農業経営を確立しつつ、担い手の育成に指導的役割を果たしている方が、各知事から「指導農業士」に認定されています。全国では45都道府県で約1万人の指導農業士が認定され、情報交換、研究活動などの自主的な組織活動及び各地域の農業振興や担い手育成のために活躍しています。

都では、平成28年度に「東京都指導農業士制度」を創設し、東京農業の未来を見据え、次世代のリーダーを育てる指導者として「東京都指導農業士」を認定しています。

## 東京都指導農業士になるためには

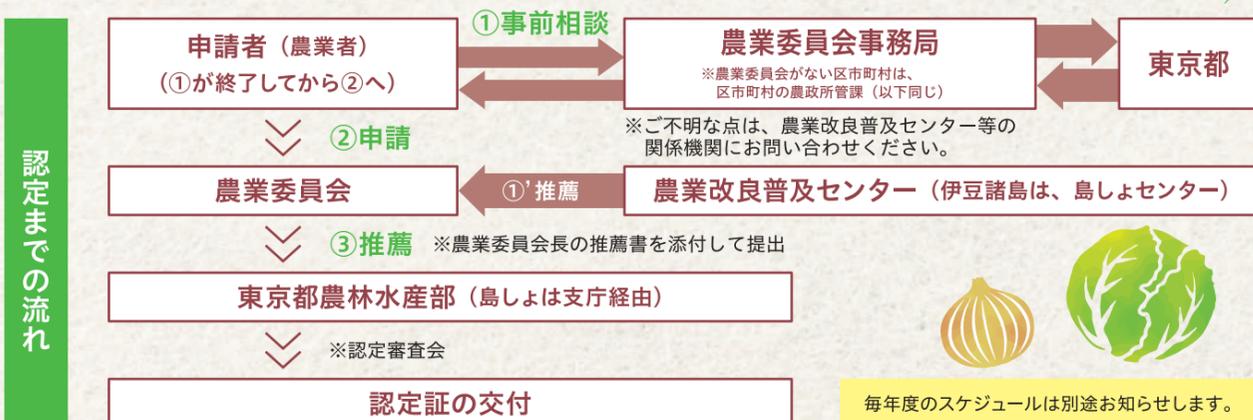
### Y 認定のしくみ

東京都指導農業士になるには、本人からの申請又は農業改良普及センター等からの推薦が必要になります。農業委員会事務局に事前相談の手続きの上、農業委員会に必要書類を提出してください。ご不明な点やご相談は農業改良普及センター等の関係機関までお問い合わせください。

※申請書等の様式や記載例は、東京都指導農業士HPをご参照ください。



東京都 指導農業士



### 東京都指導農業士の役割

東京都指導農業士は、東京で農業を始めようとする方や就農して間もない新規就農者に対し、研修等を通じて農業経営に役立つ技術はもちろん、農業の面白さや厳しさを伝える活動を行っています。また、地域農業の振興や、女性や青年農業者が活躍できる環境づくりの推進活動も、東京都指導農業士の役割となっています。

### 東京都指導農業士になると

- (公財) 東京都農林水産振興財団が実施する指導農業士等を活用した農業研修<sup>(※)</sup>等の受入れ依頼があります。研修は、受講希望者とのマッチングを経て開催されます（研修時期や研修内容は事前に調整します）。
  - ※農業体験研修（5日以内）：東京都内で就農を希望する方を対象に、農家の作業を体験することで、就農に向けた適性を確認する研修
  - ※雇用就農研修（10日程度）：都内の農業法人等への就職を希望する方を対象に、就職に際しての適応性を判断したり、必要な農業技術を習得する研修
  - ※農業技術研修（20日程度）：都内の新規就農者や新技術導入などにより農業技術の革新を図る都内農業者を対象に、農業経営に必要な知識を実践的に習得する研修
  - ※営農力育成研修（60日程度）：都内での就農に際して、年間を通じて研修受講機会を確保して早期の経営確立を目指す研修
- フレッシュ&Uターン農業後継者セミナーや東京農業アカデミー八王子研修農場等における実地研修での指導があります（研修時期や研修内容は事前に調整します）。
- このほか、地域の研修やセミナーにおける指導の依頼があります。

## (公財) 東京都農林水産振興財団が実施する研修について

### Y 研修受講者の要件

農業に関心があり東京都内で就農を希望する方、農業技術を習得したい都内農業者であること

### Y 研修の流れ

- 1 研修を希望する方が、(公財) 東京都農林水産振興財団に学びたい内容や研修期間などを相談し、農業研修申込書を提出します。
- 2 (公財) 東京都農林水産振興財団は、研修生と指導農業士等のマッチングを行います。
- 3 (公財) 東京都農林水産振興財団にて、研修カリキュラムを作成します。
- 4 研修受入先の指導農業士等のほ場や畜舎、作業場等で研修を実施します。
- 5 研修終了後、研修生と研修受入先は研修報告書を提出し、(公財) 東京都農林水産振興財団が研修受入先に謝礼をお支払いします。

### 東京都指導農業士になるための要件

東京都指導農業士になるためには、原則として以下の要件を満たしている必要があります。

- 1 東京都在住であり、東京都内の農地において自ら農業に従事していること。
- 2 農業技術、経営管理能力に優れた経営者であること、又は経営に積極的に参画し、責任を分担していると認められること。
- 3 認定農業者、又は、農業基本構想を定めていない区市町村においては、農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化又は農業従事の態様の改善等の農業経営の改善に取り組んでいる農業者であること。
- 4 年間の農業所得がおおむね300万円以上あり、効率のかつ安定した農業経営が行われていること。
- 5 東京農業の担い手の育成に理解と熱意があり、積極的な指導ができること。
- 6 後継者や新規就農等担い手育成のためのセミナー・講座等における研修、農業体験研修、農業技術研修、営農力育成研修等の受入れが可能であること。
- 7 女性農業者や青年農業者が活躍できる環境整備を自ら実践していること、又はその環境整備に深い理解を示していること。
- 8 認定する年度末の年齢が85歳未満であること。